第12号議案

亀岡市立老人福祉センター条例を 廃止する条例の制定について

亀岡市立老人福祉センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月26日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

亀岡市立老人福祉センター条例を廃止する条例

亀岡市立老人福祉センター条例 (昭和50年亀岡市条例第25号) は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
 - (亀岡地区自治会館条例の廃止)
- 2 亀岡地区自治会館条例(平成17年亀岡市条例第29号)は、廃止する。

亀岡市立老人福祉センター条例を廃止する条例案要綱

- 1 亀岡市立老人福祉センターを平成31年3月31日をもって廃止することに伴い、亀岡市立老人福祉センター条例を廃止すること。
- 2 亀岡地区自治会館を併せて廃止すること。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。